

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 木付 親次

1 日 時

平成30年6月21日（木） 午後3時00分から
午後4時43分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、羽野武男、濱田洋、御手洗吉生、守永信幸、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

毛利正徳

5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、大友栄二

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第68号議案のうち本委員会関係部分及び第78号議案から第82号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (4) 平成29年度予算の繰越しについて、指定管理者の更新について及び大分県地域強靱化アクションプラン2018についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

土木建築委員会次第

日時：平成30年6月21日（木）15：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

15：00～16：25

(1) 付託案件の審査

第 68号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）

（本委員会関係部分）

第 1号報告 平成29年度大分県一般会計補正予算（第10号）について

（本委員会関係部分）

第 78号議案 工事請負契約の変更について

第 79号議案 大分川ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について

第 80号議案 大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定について

第 81号議案 物品の取得について

第 82号議案 工事請負契約の変更について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①土砂災害対策の推進について

(3) 諸般の報告

①平成29年度予算の繰越しについて

②指定管理者の更新について

③大分県地域強靱化アクションプラン2018について

④「豊ちやく2018」について

⑤国道212号中津3号トンネル工事（2工区）の進捗状況について

⑥別府港北浜ヨットハーバーにおけるネーミングライツ公募について

(4) その他

3 協議事項

16：25～16：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから委員会を開きます。

まず私から御挨拶をさせていただきます。

去る5月10日から5月31日まで、12の土木事務所、玉来ダム建設事務所の所管事務調査をさせていただきました。

各所長には対応いただき、感謝しております。よろしくお伝え願いたいと思います。

また、熊本、大分の地震から始まり、豊後大野市綿田地区の地すべり、九州北部豪雨、台風第18号、そして耶馬溪町金吉地区の土砂災害と、今回の現地調査のほとんどが災害復旧現場ということで、各事務所が懸命に復旧作業に取り組んでいるところを見せていただきました。

当委員会としても、地元の議員と一緒に頑張って、早期の復旧に向けてしっかりとやっていきたいと思いますので、執行部にもよろしくお願ひしたいと思います。

阿部土木建築部長 では私からも、本日の委員会に先立ちまして、御挨拶をさせていただきます。

さきほど委員長もおっしゃられた5月10日から31日に、私ども土木建築部関係の所管事務調査ということで、重点事業を中心に調査していただきました。調査の中でいただいた御指導、御意見をしっかりと受け止めて、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思います。

本会議でも答弁させていただきましたが、災害復旧については、現地の住民の方々がいかに不安を抱かないようにするかというところに細心の注意を払いながら取り組んできたところです。地元業者の御協力もいただきながら、どうか発注率が9割以上ということで当初目標には到達していますが、なかなか完成までは厳しいと感じています。しかしながら、しっかりと現場対応を行い、1日も早く復旧に至るように、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

本日は、御審議のほどよろしくお願ひします。

木付委員長 それでは始めます。

なお、本日は毛利委員が欠席、御手洗委員が遅れて出席するということでもあります。

また、本日は委員外議員として、古手川議員、大友議員が出席されています。

ここで委員外議員の皆さまにお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に、挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願ひします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件、報告1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第68号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分について及び第1号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第10号）についてのうち本委員会関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 それでは、第68号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）の土木建築部関係の総括的な内容について、説明いたします。

土木建築委員会資料の1ページをお開き願ひします。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載のとおり、一般会計について、土木費で7,209万8千円の増額をお願ひするものです。

次に、その下の表の2土木建築部の平成30年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の計の欄を御覧ください。既決予算額915億6,626万4千円に、その右の今回の補正予算額7,209万8千円を増額しますと、さらにその右の計の欄のとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は916億3,8

36万2千円となります。

さらに、その下の内訳を御覧ください。土木費の補正予算額については、内訳の一番下の行のとおり、全額、非公共事業です。

3補正事業の内容を御覧ください。今回の補正予算は、土砂災害警戒区域に指定された地区について、速やかに地域住民への周知を図るため、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成委託に要する経費に対し助成するものです。

以上で、第68号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

藤田土木建築企画課長 第1号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第10号）についてのうち、土木建築部関係分について説明いたします。

平成29年度補正予算に関する説明書の33ページをお開き願います。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目道路新設改良費の単独の道路改良事業費について、県債発行額を抑制するため、県債から一般財源へ財源更正を行ったものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。両案について、御質疑はありませんか。

羽野副委員長 ハザードマップの関係は、全ての市町村が整備する予定になっていますか。

亀井砂防課長 全市町村を対象としております。ただ、今回は外注してコンサルタントが作った委託費に対して助成するものですので、直営でされる市町村については助成の対象外です。

木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、まず第68号議案について採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告について採決いたします。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 土木建築委員会資料の2ページを御覧ください。

第78号議案工事請負契約の変更について説明いたします。

本議案は、主要地方道中津高田線の中津市今津で事業を進めている延長約750メートルの4車線化事業の一部で、平成28年12月16日に川田建設株式会社と契約した、犬丸川に架かる橋長140メートルの新今津大橋上部工工事の工事請負契約について変更するものです。

資料3ページを御覧ください。

主な変更内容の2点について説明いたします。

1点目は、工事を進めるにあたり、工期内の労務単価や鋼材等の資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し、約640万円増額するものです。

2点目は、コンクリート橋梁架設中に、犬丸川を航行する漁船の安全を確保するため、安全監視船を追加したことにより約220万円の増額となっております。

以上の理由によって、契約金額は2ページ目右上の工事概要欄に記載のとおり、当初の5億7,693万6千円に対し、変更後が5億8,557万6千円となり、864万円増額するものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

濱田委員 この川田建設株式会社は確か大阪の会社じゃなかったですかね。橋梁とかの工事でいつも見る気がしますけれども違いますか。もちろん入札ですから構いませんけれども、何か

いつも橋とかは他県の業者がやって、県内でできないのかなという疑問があるんですけども、発注者としての感覚はどうですか。

阿部土木建築部長 私どもが公共工事を出す場合は、まずもって地元の受注機会ということ用最優先に考えております。工事種別としてはいろいろございますが、こういった橋梁工事に関しても、当然県内でも施工できる能力を持った会社はございます。ただ、工事規模等に見合った施工能力というところも大事になってきています。そういった意味において、川田建設は県外資本ではありますが、県内の杵築市にしっかりと工場としてのなりわいを持っていただいております。あくまでも工事規模と工事技術力を見ながら、地元でできるものは地元を中心に発注して、工事規模の大きいものについては、県外資本も入れながら県内企業の参加を目指すという考え方です。

濱田委員 ちなみに入札は何社ぐらいだったんですか。

後藤公共工事入札管理室長 一般的には20社以上の業者が確保できるように要件を設定しています。こちらの案件が何件かというのは正確には覚えていませんが、20社以上にはなると思います。

濱田委員 県内はそのうち何社ぐらいあったの。

後藤公共工事入札管理室長 県内は2社だったと思いますが、こちらの川田建設工業は、県内に工場を持っておりますので、そういう意味では、もちろん県内ということになっております。

木付委員長 発注の工種は何ですか。

後藤公共工事入札管理室長 こちらについてはPC橋梁の上部工になりますので、一般土木だったと思うんですが、PC橋梁ということになります。

木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案大分川ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について、執行部の説明を求めます。

後藤河川課長 資料の4ページをお開きください。

第79号議案大分川ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について、説明いたします。

現在、大分川支流の七瀬川において、国直轄で進められている大分川ダムの建設に関する基本計画を変更することについて、特定多目的ダム法に基づき、国土交通大臣から知事に意見を求められております。この議案は、知事が意見を述べるにあたり、同法により議会の承認が必要となるために提出するものです。

大分川ダムは、洪水調節と流水の正常な機能の維持、さらに大分市の水道用水の供給を目的とするロックフィルダム形式の多目的ダムです。昭和62年に建設工事に着手して以降、計3回の基本計画の変更を経て、現在、総事業費が約995億円、工期を平成31年度として建設が進められています。

今回は、総事業費と名称に関する変更です。

総事業費の変更については、変更内容1のとおり、増加要因の①ダム本体工事の施工実績の反映により約48億3千万円の増額、増加要因の②平成28年4月の熊本地震の追加対策により約5億6千万円の増額、減少要因の①施工方法、管理設備の見直しにより約12億8千万円の減額、減少要因の②実績の反映により約1千万円の減額となり、トータルで約41億円の増額となっております。これに伴い、現計画における総事業費約995億円が約1,036億円となり、矢印の下のとおり、県の負担金は約148億円から約7億円増額し、約155億円となります。

また、名称の変更については、変更内容2のとおり、地域からの要望を踏まえ、建設完了時に、名称を大分川ダムからななせダムに変更するものでございます。

県としては、この基本計画の変更はやむを得ないものと考えていますが、同意するにあたり、下段に示している二つの意見を付したいと考えております。

一つ目は、引き続きダムの早期完成と一層のコスト削減に努めること。二つ目は、ダム周辺の自然景観及び歴史的・文化的景観の維持・向上を図る等、水源地域の活性化に資するために必要な措置を講ずることです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

濱田委員 ダムやトンネルというのは、必ず追加の工事が出てきますよね。もちろん、トンネル工事等では予測不可能な事態も生じますし、ここに出てくるように熊本地震とかで工事方法の変更が出たんだろうと思います。ただ、これまでを振り返ると、こうした工事は不思議とどんどん増額していくよね。この辺のところの予防措置、あるいはある程度の予測とか、そういうのは不可能なんですかね。ダムなんていうのは年月もかかり、労務単価等も上がってくるから話は分かりますが、非常に不思議に思うんです。その辺のところの見解はどうなんですかね。

後藤河川課長 非常にお答えしづらい内容ですが、今回の増額については、委員がおっしゃるとおり、一つは熊本地震の影響等がありました。もう一つの大きな要因は、ロック材採取量の追加等によるものです。発注する際には、かなりの調査項目によって発注しているんですけども、どうしても予測できない事態もあるため、予測は難しいところがあるのではないかと考えております。

阿部土木建築部長 補足させていただきます。もちろんトンネルを含めて、これまでも工事計画変更に伴う増額というケースについては、この委員会の中でもいろいろ議論をさせていただいたところですけども、我々の基本的なスタンスとしては、しっかりと調査をして、適切な発注をするということでございます。発注の際に不測の事態を最初から全て想定できることが一番ですけども、これができません。

そのため、どちらかという、発注時には少なめの金額で出るケースも多いです。逆に初めから多めに出すと無駄遣いの方向に働くことは明白です。しかしながら、必要最小限の積み上げで発注すると、現地で不測の事態が起きたときに積み上げていなかった費用が発生し、その費用を工面できなければ、当然工事もストップします。その費用を最初に積み上げないのかという議論になろうかと思えます。

したがって、発注前の調査というのはしっかりとやる必要があるし、当然やっていますけれども、トンネルも含めて限界がございます。そこで一番コスト的に合理的な発注をした結果としてそういうことが起きています。ただ、全ての工事で増えているわけではなく、逆にしっかりと現場管理をした結果として減額したケースもございます。

引き続きしっかりと現場管理をしながら、無駄な支出がないように、コスト意識を持ってやっていきたいと思えます。

濱田委員 これだけで見ますと、約1千億円のうち41億円ですから、4%の増ですよ。パーセントとしてそれが許容範囲なのか。41億円というのは大変大きな金額なんですよ。だから、もちろん年月にもよりますけれども、やっぱりある程度、例えば5%ぐらいまでは最終的に許容範囲だとか。これまでやってきた工事を踏まえて、その辺の予測とか、あるいは考え方はどうなのか。4%というのは、まあ許せるという範囲なのか。

阿部土木建築部長 さすがに何%が良いのかということ、一概に率で語るのは非常に難しいと思えます。ただ、例えば、この約1千億円のうちの残りの事業費が半分の500億円で、消費税が10%になったら、もう既にそこで2%の上乗せ分が出てきます。来年は消費税が2%上がりますが、これにも適用されれば、1千億円であれば20億円になります。もちろん残りが1千億円あるわけではないですが、そういうことを含めてなかなか予測できない状況の中で、4%なら良いのか、10%では駄目なのかというのは、非常にケース・バイ・ケースで判

断が難しいと思います。ただ、我々もやはりそこはコスト削減の意識を持ってしっかりとやっていくことが大事であると思っていますので、御理解いただきたいと思います。

濱田委員 我々には、具体的な工事の内容は分からない。だからこそ、専門の皆さんがある程度そこを詰めた上でこの場に出てきているんだろうと信じて、それを我々も了承するということになるので。ただ、それが本当に常識の範囲内なのか、まあなるほどなということじゃないとなかなか理解を得られないんじゃないかなと思います。我々はプロに任せていますから、その辺の中身は分かりません。だから、その辺はぜひいろいろと注意してやっていただきたいなということです。

木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定についてですが、本議案については、関係する農林水産委員会にも合い議をしておりますことを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。

藤田土木建築企画課長 資料5ページを御覧ください。

第80号議案大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定について説明いたします。

県内の各水域には多数の放置艇が存在しており、係留保管の早期適正化が求められています。そのため、資料の一番下、3のとおり、船舶所有者や漁業関係者、製造・販売事業者等の関係者の方々にも条例案検討会に参加いただいて議論を重ね、県の責務のほか、船舶所有者や事業者の責務なども盛り込んだ条例案を取りまとめ、

本議会に上程させていただきました。

次に、条例の概要について説明いたします。資料6ページを御覧ください。

まず(1)目的ですが、第1条においてプレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を確立することで、県民生活の安全の保持、良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することと規定しました。

次に(3)責務ですが、第3条から第5条において関係者の責務を記載しています。県の責務については、国、市町村など関係機関と連携した総合的な施策の推進、適正な係留保管の指導、広報・啓発活動の取組としました。また所有者等の責務として、公共水域等に関する関係法令の遵守及び廃船等の場合に適切かつ迅速に処理することを定め、事業者等の責務として、所有者等に対する適正利用に係る啓発と県の施策に対する協力を定めています。

資料右上の(4)放置の禁止については、第6条において、何人も放置してはならず、放置する者に協力してはならないと規定しました。

(5)適正化推進区域については、第7条及び第8条において、県内全域で取組を推進する中で、重点的かつ優先的に取り組む必要のある地域を指定すること、その指定した地域での取組として、係留保管場所の確保と移動または撤去に係る指導を徹底することとしております。

当該条例の御承認をいただいた後は、平成31年4月の施行に向け、本年度は条例の周知と具体策を講じる準備を進めてまいります。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

濱田委員 これは一般質問でも出ましたし、プレジャーボートも、総合的には港湾管理ということになると思いますけれども、おとし私は監査委員で、監査請求が出ましたので、その現地調査で特に国東港の漁網とかタコ壺などの管理の状況を見に行きました。その調査を踏まえて回答もしましたけれども、それに納得しなくて、今度は県庁の職員を罷免せよという強行な

要望が来ていると。やっぱりそこまでの状況にならない対応が何かできなかったのか。あれからも数年経過していますが、いまだに継続している。これはちょっと対応としては最悪だろうと思いますし、訴えている人は同じ人なんです。だから、いわゆる個人に対する対応とか、その辺はどう考えているんですか。これはプレジャーボートも含めて総合的な港湾管理の在り方ですよ。

野口港湾課長 適正な管理については、非常に反省すべき点があるかと思えます。

ただ、監査いただいた国東港の点については、国東土木が適正管理に努めて、漁協や地元をお願いしながら、少しずつでも改善を図っているところだと感じています。

全面的な不法係留も含めて、港湾管理の在り方についてはプレジャーボートの条例も踏まえて、適正管理に努めてまいりたいと思っています。

なお、港湾だけではどうしても適正な管理はできませんので、河川、漁港、それから、国、市と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

濱田委員 2年半前の監査では、あそこの漁業組合と土木事務所、そして請求者も含めた話合いにより進めてくださいということになりました。だけど今度は直接、担当者が名指しでというのは、もう極端過ぎて話になりませんわね。だから、本当はやっぱりそこまで行かない状況で止めなければいけない。これまで漁協、土木事務所と当事者との話合いというのは、どんな経緯でやったのか分かっていますか、その辺。

野口港湾課長 経緯については、国東土木、それから港湾課、そして部全体で引継ぎをしながら進めています。

この方についても、国東土木と本庁も含めて、少なくとも月1回以上は話合いをして進めています。少しずつですが、前進しているとは考えております。

濱田委員 まあ努力をしてください。よろしくをお願いします。

羽野副委員長 放置艇などを監視して回るよう

な仕組みはもう既にあるんですか。漁協辺りに委託しているとか、何か制度が。要は、もう既にそういった仕組みがあるのか、そういうものが現在はなくて、この条例を作った後に新しく作っていくのか。

野口港湾課長 港湾巡視という形では、今でも人員を配置し、体制を整えているところです。ただ、実際にその人員や隻数が足りているかとなると足りていないところもありますので、今後のこの条例を踏まえ、適正管理の在り方を検討してまいりたいと考えています。

木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

なお、本議案について、農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案物品の取得について、執行部の説明を求めます。

島津公園・生活排水課長 資料の7ページを御覧ください。

第81号議案物品の取得について、説明いたします。

本議案は、ラグビーワールドカップ2019やJリーグなど、トップスポーツの競技会場である大分銀行ドームにおいて、芝生を育成する照明器具グローライトを取得するものです。

ページ左上の導入の目的を御覧ください。大分銀行ドームでは、構造上、屋根が芝生のピッチへの日照を阻害している状況にあるため、写真の導入例にある漢字の「王」の字型の照明を導入し、芝生の育成に必要な光を供給し、成長を促進するものです。

ページ左下の図に示すとおり、ピッチ半面をカバーする9台を導入し、2日に1回、芝生への照射を行います。

次に、ページ右側の物品取得の概要を御覧ください。

SGL社製のグローライトはオランダ製であり、②及び③のとおり、国内唯一の販売代理店である、福岡市のコウフ・フィールド株式会社と随意契約を締結するものです。

④の中段のとおり、世界シェアが最も高い本製品と、他社製品で現地実証実験を行った結果、本製品が芝生の育成に、より優れた効果を発揮することが確認されたことから、本製品を選定するものです。

納入期間は契約締結の日の翌日から平成30年9月28日まで、契約金額は2億7,523万8千円として、議会の承認をお願いするものでございます。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

濱田委員 今度のラグビーワールドカップとかJリーグもあり、芝生管理というのは大事なことですから、別に反対ではありません。ただ、前から思っていたんですけども、ドームの使用料ですね。使用料は、どんな形で県の財政に入ってきているのか。大会によって違うのかなという気もするし、例えば、Jリーグでトリニータはホーム開催が何試合と決まっていますよね。だから、使用料がどういう形で県に入ってきているのか、それが非常に分かりにくい。我々も議員としてやっぱり知っておかにかいかなのじゃないかなと。いろんな修理費もかかると思うし、屋根の開閉だけで何十万円もかかると聞きます。ドームがあることによって、大分県のネームバリューが上がったというのは確かですけども、それじゃあ収入が年間どのくらいあるのか。ネーミングライツでいくらか大分銀行からは入りよるでしょうけれども、総合的な収支はどうなってるんですか。

島津公園・生活排水課長 使用料については、ドームや野球場、あるいはドーム内の会議室など、それぞれに応じて条例の中で使用料が定められています。時間当たり、1面当たりいくらでといった形です。

収支については手元にデータがないんですけども、さきほどおっしゃられたJリーグ、大分トリニータについては、年度当初に使用に関する協議があり、使用料に関する減免をしているところです。

年間を通じた収支については、精査いたしまして後ほど御報告させていただきます。

濱田委員 だから、総合収入ね。支出はいろいろ見ていると必ずありますからよく分かりますけれども、いわゆるスポーツ公園全体でどんな収入があって、どういう支出があるのか。その辺をやっぱり知りたいので、お願いします。

木付委員長 それでは、課長、スポーツ公園全体の収入と支出状況が分かる資料について、後ほど提出してください。（「はい」と言う者あり）

羽野副委員長 グローライト1台が大体3千万円ということですが、電気代はどのくらいかかるんですか。

次に、光が必要なのは分かるんですが、屋根を開放状態にしたときも、このライトが必要なかどうか。

それと、ライトを照らすのは、1日に何時間ぐらいか。例えば、曇りの日とかは日中も照らすとか、そういった運用方法を教えてください。

島津公園・生活排水課長 まず1点目の電気代でございます。おおむね1台当たり月に20万円強を見込んでおり、9台で200万円強を見込んでいるところです。

2点目、屋根を開けたとしても照射するののかという御質問ですが、ドームの構造上、太陽の光が入りにくい構造になっており、通常、お客さんがいるときでも雨が降らない限りは、なるべく日光を取り入れられるように開けています。今回は、3番目の照射時間の御質問とも関連しますが、17時から翌朝8時半までの15.5時間を照射するという計画でございます。これを2日に1回、反面ずつ実施するというので、これで一定の効果が現れることを検証確認しています。現在のところ、この運用計画で照射をしようと考えているところです。

木付委員長 私から2点。これは神戸のノエビ

アスタジウムと一緒にのものなのかということと、あとLEDですから、寿命は結構あると思うんですが、このライトの寿命はどれくらいですか。
島津公園・生活排水課長 ノエビアスタジアムについてはデンマーク製であり、今回うちが導入するものとは異なります。

それから、電球の寿命ですが、さきほど申し上げたような運用をしたと仮定して、おおむね5年程度で電球を交換する必要があるかなと今のところ想定しています。

木付委員長 去年、総務企画委員会で神戸へ行き、実際に私も光を浴びまして、それと一緒にかなと思ったものですから。

羽野副委員長 さきほど2日に1回ということでしたが、片面が2日に1回という意味ですか。操作的には毎日使っているんですか。

島津公園・生活排水課長 9台で片面をカバーできますので、片面を1日照射させた後、この9台を移動させて、反対側の片面を翌日ということで、毎日使いますが、面的には2日に1回ということになります。

羽野副委員長 このライトは折り畳み式とかになっているんですかね、収納が大丈夫かなと思ったりしたんですけど。

島津公園・生活排水課長 設置したときのサイズが11メートル掛ける20メートルという大きさです。これは折り畳みが可能になってまして、長さは11メートルですが、幅は2.5メートルとコンパクトになります。これは、陸上トラックの使わないスペース、倉庫や通路などに収納しようと計画しています。

木付委員長 委員外議員の方、何かございますか。

古手川委員外議員 芝の養生が大変だから、なかなかコンサート等が呼べないと一般的に聞いているんですが、このライトを入れることによって、そういうことって可能になるんですか、やっぱり難しいですか。

島津公園・生活排水課長 ハイブリッド芝の導入と合わせてグローライトで強い芝を作ろうと計画してまして、その芝の強度の状況を見ながらになると思いますが、そういった大規模イ

ベントを誘致して、何日間か全く光を遮った状態でも大丈夫なのかというのは、少し勉強していきたいと思っております。

古手川委員外議員 そういうもので稼げるように、ぜひとも努力していただきたいと思います。
木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

中園施設整備課長 資料の8ページを御覧ください。

第82号議案工事請負契約の変更について説明いたします。

本議案は、県立病院の大規模改修1期工事について、平成28年6月29日に株式会社佐伯建設と締結した工事請負契約を変更するものです。

主な変更理由について説明します。資料の2変更事項を御覧ください。

まず1点目は、近年、無菌治療室を必要とする患者が増加傾向にあり、現在の無菌治療室10室では対応が困難となっていること、また、工事契約後の診療報酬算定方法の改定により、一定数の無菌治療室の確保が必要となったことから、一般病室5室を無菌治療室へ改修するものです。

2点目は、当初設計時、入院患者等の施設利用者への配慮から病院内の調査を実施できなかったため、工事期間中に現地の詳細調査を実施した結果、当初の想定と異なる配管経路等が判明したため、改修工法及び配管経路等を変更するものです。

以上の理由により、契約金額は、当初の15億8,760万円に対し、変更後が16億580万1,240円となり、1,820万1,24

0円増額するものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、去る5月10日から31日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめに入ります。

県内所管事務調査では、中津市耶馬溪町金吉地区の土砂災害もあり、特に急傾斜地への対策について、多くの質疑、意見がありましたので、改めて、土砂災害対策の推進について、執行部に説明をお願いしたいと思います。

亀井砂防課長 土砂災害対策の推進について、説明いたします。

別途配布している両面カラーの資料を御覧ください。最初に、資料左側の現状と課題について説明します。

県内には、土砂災害のおそれのある箇所が約2万か所もあります。このため、特に去年は全国で4番目、90件もの土砂災害が発生しました。

また、昨年5月の豊後大野市綿田地区や7月の日田市小野地区、今年4月の中津市耶馬溪町など、大規模な土砂災害等が頻発し、7名の尊い命が奪われました。

一方、土砂災害対策の現状は、砂防えん堤等のハード施設が完了した箇所は、全体の3割程度となっています。また、土砂災害警戒区域の指定等のソフト対策も、全体の5割程度が完了したところです。このため、土砂災害から人命を守る対策を急ぐ必要があります。

続いて、資料右側のハード対策の取組について説明します。今年度は、砂防えん堤48基、急傾斜地崩壊対策施設99か所、地すべり防止

施設6か所の合計153か所の整備を進めています。しかしながら、全ての要対策箇所を整備するにはかなりの年数がかかるため、選択と集中により病院や老人ホームなどの要配慮者利用施設、避難所など人命を守る効果の高い箇所を優先的に整備しています。

また、昨年の豊後大野市綿田地区の地すべり対策や台風第18号により被害を受けた津久見市井無田川の砂防えん堤整備など被災地域の対策にもしっかりと取り組むとともに、九州北部豪雨で課題となった大量の土砂、流木対策として、透過型砂防えん堤の整備も計画的に進めているところです。

資料裏面のソフト対策の取組について説明します。土砂災害から命を守る行動を取るためには、日頃の備えと早めの避難が大事です。日頃の備えとして、どこが危ないのかを知っていただくために、土砂災害警戒区域の指定を平成32年度までに完了させるため、基礎調査をさらに加速し、31年度までに終わらせます。

さらに、遅れている土砂災害ハザードマップの作成には、新たな助成を行うため、今回補正予算を計上したところであり、区域指定の完了に遅れることがないように、32年度の完成を目指し、市町村を支援します。また、早めの避難として、大雨警報が発令された際に、气象台と共同で土砂災害警戒情報を発表するとともに、地域住民が避難する際の判断基準となる土砂災害危険度情報を提供するなど、適切なタイミングで市町村や地域住民に周知し、円滑な避難ができるように努めているところです。

最後に、危険区域からの移転を希望する方へは、がけ地近接等危険住宅移転事業による支援を考えています。本事業の直接の窓口は市町村ですが、密接に連携して制度の内容を周知するとともに、予算の確保にも努めてまいります。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方、何かございますか。

大友委員外議員 ハザードマップの部分で避難所とかが掲載されていると思うんですけども、今回の耶馬溪町の災害では近くの公民館が避難所でしたが、ちょっと危ない場所だったように感じました。この公民館自体が危険区域かどうか分かりませんが、ハザードマップを作っている中で、そういうのも加味して作っているのかお聞きいたします。

亀井砂防課長 まずハザードマップを作るエリアについて、どこが危ないのか、あるいは避難場所はどこにするかというたたき台を作ります。それを住民の方にお示しして、ここでいいのかということを確認しながら、ハザードマップを作成していくことにしており、基本的には市町村が事業を進めていきます。

実際に、市町村の避難所で、土砂災害警戒区域、あるいは特別警戒区域に入っているところもございます。山間部ですから、そういったところしかないところもありますので、それはそれで危ないところに避難所があるということをお知らせした上で、どこに逃げようかということを決めていく形になります。

木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。まず、①と②の報告をお願いします。

藤田土木建築企画課長 平成29年度予算の繰越しについて、報告いたします。

土木建築委員会資料の9ページをお開きください。

平成29年度から30年度への明許繰越しについては、繰越限度額を29年第3回及び第4回定例会並びに30年第1回定例会で御承認いただいたところです。

その限度額については、一般会計と特別会計を合わせて、表の右下、太枠で囲んでいる合計欄のとおり49.5億9,446万4千円となっており、昨年度に比べて約14.7億円の増となりました。

これは、九州北部豪雨や台風第18号の災害復旧などにより、29年度の最終予算が対前年度比で、約164億円の大幅な増額となったことによるものです。

他方、その確定額については、一般会計と特別会計を合わせて、その下のとおり39.9億7,131万1千円となっており、限度額に占める確定額の割合は80.6%となっております。これは、さきほど申し上げたとおり、予算額が前年度に比べて大幅な増額となりましたが、繰越しの早期承認を拡大し、工事の着手時期を前倒しすることで、事業の進捗を図ったものです。

今後も引き続き繰越しの早期承認などを有効に活用し、鋭意、事業の執行に努めていきたいと考えております。

次に、土木建築部関係の指定管理者の更新3件について報告します。

土木建築委員会資料の10ページをお開き願います。

今回、更新対象となるのは、上段1の表に記載のとおり、別府港機械管理駐車場・県営3号上屋・石垣地区緑地、大分港大在コンテナターミナル及び大分スポーツ公園・高尾山自然公園です。

別府港機械管理駐車場等の管理施設は、施設概要欄のとおり機械管理駐車場、県営3号上屋及び石垣地区緑地であり、現在の指定管理者は株式会社おおいた観光サービスです。大分港大在コンテナターミナルの管理施設は2基のガントリークレーン、くん蒸庫、トラックスケール等であり、株式会社大分国際貿易センターが指定管理者となっております。大分スポーツ公園・高尾山自然公園の管理施設は、総合競技場、野球場及びテニスコート等であり、株式会社大宣が指定管理者となっております。平成31年度からは、現在大分スポーツ公園内に建設中の屋内スポーツ施設を含めて、指定管理を実施いたします。

次に、2の指定期間・選定方法についてですが、3施設ともに、平成36年3月までの5年間を公募することとしています。

3の目標指標については、施設の管理運営が

良好に行われているかの目安として設定するものです。まず、別府港機械管理駐車場等の目標指標については、より多くの方が参加したくなるようなイベントが多数開催されることを目指すため、一般参加が可能なイベントの回数に加えて、参加者が100人以上となる集客イベントの日数を設定することとしました。次に、大分港大在コンテナターミナルについては、前回の目標指標からより指定管理者の努力が反映されるよう見直しを行い二つの目標指標を設定しました。一つは何より施設の安全管理が重要なため、①安全に管理できた日数を、もう一つは取扱貨物量の増加を目指すため、企業訪問などによる②新規獲得コンテナの貨物量としました。続いて大分スポーツ公園等については、引き続き利用者数を目標指標と位置付け、過去実績をベースに目標値を設定しています。具体的には、屋内スポーツ施設建設地のドーム西側エリアが使用できなくなることによる利用者数減を考慮しつつ、大規模イベント誘致による利用者数増を図ることによって、年間120万人と設定しました。なお、31年度はラグビーワールドカップ開催を考慮し、130万8千人としています。

最後に11ページを御覧ください。

今後のスケジュールについて御説明します。一番上の枠のとおり、今回の常任委員会で更新の概要を説明させていただきました。その左下、公募する3施設については、7月10日から9月上旬まで募集を行います。なお、その下の枠にある第3回定例会で債務負担行為予算議案を御審議いただき、その後、第4回定例会で指定議案について御審議いただく予定としておりますので、よろしく申し上げます。

木付委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

濱田委員 だんだん指定管理の部門が増えており、更新等もいろいろありますが、さきほどの目標指標や内容について、県としては指定管理者に対して満足しているのか。あるいはもうちょっとやってもらわんと困るといったところは総体的に今どんな状況ですか。

例えば、佐伯のマリンカルチャーセンターは、結局もう最後は管理者もいない状況で困っているという状況になっておりますけれども、総合的にどう判断していますか。

浦辺土木建築部審議監 私は2年前まで行政企画課長として取りまとめをやっておりまして、その当時の記憶で申し上げますと、やはり指定管理者がしっかりと目標を持って取り組んでいただいているおかげで、かなりの目標達成率であるという状況です。

それと、県費の負担でいいますと、やはり単年度で2億円強ぐらい直営と比べると行革効果が出ていたという記憶があります。それに加えて、民間がやることによって、今までなかったような多様なサービスも出てきているということで、やはり総じて効果があるということだと思います。

木付委員長 それでは、私から1点。

今回、行政評価で一般質問をしましたので、ちょっと目標指標について。

別府港の方ですね、29年度の実績が110回ですけど、31年から35年度は100回以上が目標です。大分スポーツ公園の方は前回の目標値が122万人で、今回の目標値が120万人と数字的に下がっているんですが、その理由をお願いいたします。

野口港湾課長 私から別府港の目標指標について御説明させていただきます。

前回の目標については、イベントの回数を50回にしていました。それに対して29年度が110回と努力していただいた結果だと考えています。ただ、イベントの内容によっては、会員制のような一般参加がないような利用形態もございましたので、にぎわいづくりの観点から、一般の方が参加できるイベントの数という形で目標指標を変更いたしました。これについては、一般の方が30人以上参加できる規模のイベントを、回数として100回という目標にしています。

また、新たに100人以上の集客イベントを行った日数が50日という目標も設定いたしました。

島津公園・生活排水課長 大分スポーツ公園についてでございます。

10ページ下の表のとおり、過去実績が約118万人で、これに加えて大規模イベントで約4万人を年間誘致するという考えでございます。

③については、現在建設中の屋内スポーツ施設があるドーム西側エリアについて、過去にこちらのエリアを使っておおむね2万人の集客がありましたので、この分の減を考慮しております。これらを合わせて120万人という数字を計画しているところです。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、次に、③と④の報告をお願いします。

湯地建設政策課長 資料の12ページを御覧ください。大分県地域強靱化アクションプラン2018の策定について説明いたします。

平成23年に発生した東日本大震災を契機として、国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定するために、平成25年12月に国土強靱化基本法が公布・施行されました。翌年には国土強靱化基本計画が閣議決定され、これを受けて、大分県では、平成27年度に大分県地域強靱化計画を策定しました。この計画は5年で見直しますが、その間、計画を着実に推進させるための主要施策をアクションプランで明示しており、毎年度策定して各施策の進捗管理を行っています。

次に、資料の13ページを御覧ください。まず概要ですが、プラン2018は3章から構成されており、第1章はプラン2018の位置付けと構成、第2章は各プログラムの推進計画等、第3章はプログラム推進のための主要施策となっています。

プラン2018の見直しの視点は、昨年の大規模自然災害等を踏まえた重点的な取組を追記したことと、計画策定以降に達成された代表的な指標を整理したことです。

第2章では、昨年を踏まえた重点的な取組として、浸水被害や土砂災害の発生、情報伝達の不備、孤立集落の発生、農地・森林等の荒廃な

ど、九つのリスクに備えるハード及びソフト施策をまとめています。具体的には、③情報伝達の関係では、土砂災害情報提供強化事業として、県民へ迅速かつ的確に情報提供し、早めの避難につなげるため、雨量、水位、土砂災害危険度情報を提供するホームページのサーバ増設などを行うものです。

策定スケジュールですが、12ページ一番下に記載のとおり、これまで5月22日に幹事会、5月29日に外部委員による有識者会議を開催し、7月9日に開催予定の各部局長を委員とする大分県地域強靱化推進委員会を経て、最終的には7月中の完成を目指しています。

稲井道路建設課長 豊ちやく2018について報告いたします。委員会資料の14ページをお開き願います。

豊ちやくは、今後5年間の道路の開通目標を公表することにより、職員の事業進捗管理意識の徹底及び県民への説明責任向上などを目的に平成16年度から実施している取組です。

まず、上の表、豊ちやく2017の達成状況を御覧ください。平成29年度は、大分市の都市計画道路庄の原佐野線元町・下郡工区の1.2キロメートルなど、54区間18.3キロメートルの開通目標を掲げて整備に取り組みました。昨年度は、九州北部豪雨災害などの影響により、50区間16.6キロメートルの開通と目標を下回りましたが、日田市的一般県道宝珠山日田線殿町工区の920メートルなど、今年度5月末時点で56区間18.9キロメートルについて開通しています。

その下の豊ちやく2018の開通目標を御覧ください。今年度も、平成30年度から平成34年度の5か年の開通目標として豊ちやく2018を策定し、資料右下のとおり、今後5年間に開通を目指す128区間53.1キロメートルについて、県民の皆さんに事業スケジュールや期待される効果を公表したいと考えています。今年度の開通目標は、杵築市の主要地方道大田杵築線溝井工区の1.9キロメートルや、主要地方道竹田直入線鏡工区の0.41キロメートルの供用など、全体で49区間15.4キロメ

ートルとなっています。

今後も、事業進捗管理の徹底を図り、豊ちやくに基づく着実な事業推進に努めてまいります。

木付委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

濱田委員 着々とやっていただいておりますけれども、この間の県内調査で、佐伯市蒲江のトンネル工事、今から掘るところですけれども、完成時期はと聞いたら10年後なんですね。

（「米水津です」と言う者あり）あ、米水津か。そこは、米水津の干物とかいろんな海産物を早く中央の市場に運ぶための道路というお話でありました。けど10年後もそうした海産物が残っているかというのを考えるとどうなのか。

私は、今から土木建築部では、10年後のことは言わんごとしたらどうかなと思うんです。できるだけ一つの事業に取りかかったら5、6年ぐらいで絶対に完成するというぐらい、何か今までと発想を変えていかんと。10年後の世界は今までと違って全く分からないと思う。もうちょっと総合的にスピードアップが図れないかということのをあのときの調査で感じたんですけれども。

道路工事に時間がかかることは分かります。トンネルもそうです。予算もあるんですけれども、10年後のことは言わんで、全て5年から7年ぐらいで終わるような計画を立てていただくとありがたいと思ったんですけれども、その辺のところはどうですか。

稲井道路建設課長 まず委員がおっしゃられたような意気込みで土木建築部として取り組みたいと、全ての職員が思っているところではあるんですけれども、やはり予算の制約がございます。通常の事業ですと、まずは用地を取得した後、工事に着手する。用地については、取得に難航する方がいらっしゃいますと、それだけで複数年を要することになります。これらを踏まえ、実際に事業計画を立てる際に、約10年前後の期間を要する事業が多くなります。

また、事業規模や内容によっても異なります。例えば、交差点の改良や歩道拡幅など、地元の方の交通安全に向けた事業などは数年のうちに

対応できるんですが、御紹介のあった米水津に向かうトンネルについては、少し区間の長いバイパス改良事業となりますので、こういった事業に関しては、全体としておおむね10年程度ということで地元に対しても御説明させていただいているところです。

ただ、委員のおっしゃるとおり、一つずつの事業については、経済活動を支える事業という事業目的も持っていますので、できる限り早く事業ができるように取り組んでまいりたいと思いますし、そのためにも県議会から予算確保を含めた御支援、御指導もいただければと思っております。

濱田委員 結局のところ、地方創生、地域をどう活性化するかというのは、地方に行けば行くほどやっぱり道路整備というのが一番なんですよ。これを10年もかけよったら、人がもういなくなりますよ。やっぱり地方創生とか地域に人がちゃんと住める条件は、私は道路しかないと思うんですよ。だから1日も早く人が住める、今住んでいる人を守っていくという観点で、道路に限らずぜひ早めに、10年計画ではなくて5年ぐらいでやりあげていただきたいなと思います。要望です。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、次に、⑤と⑥の報告をお願いします。

稲井道路建設課長 平成26年12月に当初契約し、平成30年3月に変更契約した国道212号（仮）中津3号トンネル工事（2工区）の進捗状況について御説明します。

委員会資料の15ページをお開き願います。

本工事は、中津日田道路の耶馬溪道路として、中津市耶馬溪町で整備を進めており、延長5キロメートルのバイパス区間のうち、2,986メートルのトンネルを建設するものです。1工区と2工区に分けて工事を進めており、1工区については既に工事完了しています。

16ページを御覧ください。

本工事は、日田市方向からの延長、1,440メートルの区間です。資料上段の工事実施状

況のとおり、今年1月に掘削完了し、現在覆工コンクリート打設を実施中であり、進捗率は約92%です。

主な変更理由について説明いたします。

まず、1として掘削完了に伴う土砂運搬費等の減額です。本工事の発生土砂のうち約10,500立方メートルを、昨年度の豪雨で被災した河川の災害復旧工事をはじめとする周辺の公共工事等に流用することにより、運搬距離が短縮されたため、土砂運搬費が減額となりました。その他、岩盤の発破掘削後に小さく破砕する必要のある岩塊の数量が、想定よりも少なかったことから、破砕費が減額となりました。

次に、2としてインプレスライド条項を適用し増額するものです。今年3月に第3回のインプレスライドを実施して、増額となりました。

このほか、3として、資材使用量の最終精算による増額もありました。

以上により、契約金額について約1,200万円の減額を見込んでおります。

なお、この件については、次回の平成30年第3回定例県議会において金額変更の契約議案を上程したいと考えています。

野口港湾課長 別府港北浜ヨットハーバーのネーミングライツ公募について説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

別府港北浜ヨットハーバーは、海洋性レクリエーションの振興及び別府港内における不法係留船の適正係留のために整備された施設で、平成22年7月に供用開始し、平成28年度からは株式会社ササキコーポレーションを指定管理者として指定管理制度を導入しています。

今年度、行財政改革アクションプランにおける県有財産の利活用推進の取組として、当施設にネーミングライツを導入するため、公募いたします。

契約期間は、現在の指定管理期間の終期と合わせて平成32年度までとし、実施スケジュールは今月末から公募を行い、選定委員会での審査を経て、8月に開始したいと考えています。

契約希望金額としては、類似する他県の事例を参考とし、50万円程度と考えています。

木付委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これで諸般の報告を終わります。

その他、執行部から何かありませんか。

後藤河川課長 私から急で申し訳ないですが、危機管理型水位計について御説明させていただきます。

危機管理型水位計の設置についてという資料を御覧ください。

資料上段、設置の目的ですが、昨年の九州北部豪雨や台風第18号の豪雨災害を踏まえ、監視体制や県民への情報提供を強化し、早期避難につなげることを目的として、県内46か所において危機管理型水位計を順次設置し、7月から試行運用を開始するように進めているところです。

それでは資料中段、設置箇所の考え方を御覧ください。主にこれまで水位計がなかった中小河川のうち、過去に家屋の浸水被害があった箇所や、そのおそれのある箇所を選定しました。設置箇所は市町村と協議した上で、県内7圏域において国、県、市で構成する大規模氾濫による減災対策協議会で御承認いただきました。

その下、危機管理型水位計の特徴ですが、右下にインターネットで公表されている画面を載せています。このようにふだんは休止状態になっており、設定した河川水位の黄色のラインを超えると水位情報の配信を開始します。水位は赤で示しているように、堤防天端からの下がり幅で表示されます。左下二つ目のコストについては、機器本体が1台約100万円で従来型の約10分の1、また携帯電話回線を利用することで通信費やシステム運営費が1台当たり月950円と、初期費用及びランニングコストも低く抑えることができます。右上の写真は既に設置の終わった水位計ですが、写真のように小型、軽量で設置が容易というのも特徴です。

最後に、この危機管理型水位計は、全国の関係機関で構成する運用協議会により共同運用されています。この協議会でさきほどの公表用イ

ンターネットシステムの運営や開発を行っています。インターネットでの閲覧は国土交通省のホームページで「川の防災情報」から「川の水位情報」とクリックしていくと見ることができます。

この危機管理型水位計を十分活用していただき、住民の皆さんの迅速な避難につなげていきたいと思えます。

木付委員長 説明が終わりました。ただいまの説明について、質疑、御意見などはございませんか。

守永委員 この水位計は危険水位になるまでは休止状態で、危険水位に達してから情報が出されると受け止めたんですけれども、水位計が正常に作動しているかどうかというチェックはどういう形でされるのでしょうか。

後藤河川課長 この危機管理型水位計は、通常時も10分ごとに観測しています。そして、危険水位の設定というのは、おおよそ天端から半分くらいの高さを想定していますが、その危険水位に達したら、そこで送信が始まります。通常時も定期的にチェックは行っていきたいと思えます。

守永委員 まともに動いているかどうかというのが大事だと思うんですけれども、そのチェックというのが現地に行って機械を見ないとチェックできないのか、ネット上で、いわゆる遠隔地からチェックできるシステムになっているのか、その辺はどうなんですか。

梅木河川課防災調整監 危機管理型水位計は、水位を測っていないときでも、1日1回はシステムが動いているかどうかという情報を常にクラウドの方に送るようになっていきますので、それでチェックができるようになっていきます。

(「分かりました」と言う者あり)

羽野副委員長 雨量の観測は、気象庁の方になるんですか。この水位計が河川の水位を測り始めるとそのデータが蓄積していきますよね。それと同時に、その河川流域にどのくらいの降雨量があるかというのを水位計で測れば、この上流域のエリアで1時間当たり何ミリの雨が降ったときに、何分後にこの河川の水位はこれく

らいの高さになるというのが予測できるようにするんじゃないかと思うんです。例えば、河川改修工事の前後で同じような雨が降ったときに水位にどれくらいの差が出たとかいうのも比較できるのではないかと。要は水位と雨量のデータが一緒になることで、これぐらいの雨が降れば、この程度まで水位が上がるという予測ができるようになるんじゃないかと思うんです。だから雨量計の設置というのもあった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺のデータを取り入れるような仕組みとかについてはいかがですか。

後藤河川課長 今回は、やはり危機管理型水位計ということで、要は水位の情報がなかった地域、過去に浸水があった地域を中心に、緊急対応で設置していますので、今回は雨量計の設置は考えていません。ただし、現在、県内に89か所ある雨量計を見れば、おおむね読み取れるものと考えています。

阿部土木建築部長 今、副委員長がおっしゃられたのは非常に大事な視点だと思います。ただ、雨量の観測地点について、長い河川、短い河川、河川の勾配を含めて様々なため、非常に解析的に難しいところでもあります。大規模河川であれば、流量予測というのは、そういった形でやっているんですね。ですが、今回の危機管理型水位計を設置したのは、一気に水があふれてくるような、地形も様々な中小河川が中心になります。確かにおっしゃられるような視点で河川を管理することは大事な点であります。ただ、今回はそういう中小河川を中心に危機管理型水位計を設置しているということです。

御手洗委員 これは要するに有線で流すのか、それとも無線で流すのかお聞きしたい。また、電源はどうなっているのか。

後藤河川課長 無線です。また、電源は写真のようにソーラーパネルを設置しています。あとはバッテリーも備えています。

御手洗委員 ソーラーとバッテリーですか。要は、この水位計を設置するとこれに頼りきってしまい、もし電源が切れていたということになると、かえって大きな被害を生んでしまうこと

にもなりかねないのですが、そこのところは大丈夫ですね。

後藤河川課長 通信が生きているかどうかについては、さきほど御説明したとおり、1日1回は必ずチェックします。電源についても、普通はソーラーですが、仮にソーラーが使えなくなってもバッテリーで対応することになります。

木付委員長 私から2点。

今回、水位計を設置した46か所ですね、土木事務所ごとにどこの河川に設置したか、やっぱり委員の皆さんも地元で聞かれることもあると思いますので、それを資料で出してもらいたいということ。

もう1点は、設定する水位というのも難しいと思うんですね。さっき部長からお話があったように、中小河川というのは一気に水位が上昇する可能性があるわけですよ。だから、水位だけじゃなくて、時間的なものですね。設定水位から危険水位を超えて川が氾濫するまでの時間についてはどういう考え方ですか。

後藤河川課長 本来であれば流量等を厳密に計算して水位を設定するのが正当だと思いますが、今回は、本当に緊急の水位計設置だったため、当面は天端の半分ぐらいを設定して運用していきます。

なお、この設定水位は随時変えられますので、今後、市町村等の意見も伺いながら水位を設定していきたいと考えています。

木付委員長 そのデータというのは、避難勧告などを出す市町村も関係あると思うんですが、そういうところにはどういった情報が渡るんですか。

後藤河川課長 今回、アラート機能はありませんので、市町村等にこのくらいの高さになったら危険だというような情報提供できる機能はついておりません。

市町村にこの水位計設置について説明した際も、そういったアラーム機能をつけてもらいたいという要望をいただいたことは事実です。

木付委員長 データだけ調べても、やっぱりそれを知らせてやれんと何のためにつけたのかとなるので。要は活用ですよ、その辺もしっか

りと検討してください。（「はい」と言う者あり）

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これで終わります。

委員の皆さま、この際、何かありませんか。

守永委員 先般の一般質問で、県民クラブの原田議員が質問した住宅セーフティネットの関係でお聞きします。

まだ、大分県では登録がゼロだという報告をいただき、どうして少ないのかという状況も説明はあったんですが、具体的にどういう状況かというのを伺いたい。また、あのときに不動産関係や福祉関係とかで大分県居住支援協議会というのを設置しており、そこで協議を進めていきますよという話だったんですけども、福祉との連携とかがどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

樋口建築住宅課長 住宅セーフティネットとは、障がい者や高齢の方、それから子育て世帯、外国人などを含めた、いわゆる住宅確保要配慮者の方々に、低廉な価格で住宅を提供するという制度です。

登録が少ない理由としては、対象となる要配慮者の方々のニーズが必ずしも一定ではなく、登録しよう、そういう方たちに入っていやすいよという方たち、いわゆる貸す方々の意向との間に温度差が生じているところであると思います。

そういったところがあるので、建築関係や福祉関係所属が入った大分県居住支援協議会という場で、まずは情報交換していく。その上で、宅建協会等とも情報交換しながら、うまくマッチングさせていく方法を検討していくということでございます。

守永委員 福祉関係との連携の在り方というのは何か。

樋口建築住宅課長 私ども県の組織ですと、障がい者、高齢者、子育て関係は各課に分かれています。そういった各課の御意見をいただいて、一緒になってセーフティネットとして住宅

を提供できるような仕組みづくりをしていきたいと思ひます。

また、マッチングへの支援策として、住宅確保要配慮者居住支援法人という制度もごひまします。そういった居住支援法人の支援も活用しながら、要配慮者に後押しをしていくことになりまひます。

守永委員 特に福祉関係との接点として、障害福祉課では、各種障がい者団体とリンクできると思ひうんですけれども、どうしても生活保護を受けている方々の場合ですと、生活保護事務のほとんどが市町村に移ってまひますよね。町村であれば県ですけれども、やはり市との連携というのも必要になってくるのかなと思ひます。また、そういった方々が家を借りる際に必要な保証人が見つからないというのもネックになっていて聞きますので、そういった課題をどう解決していくのかというのも大事であると思ひていまひます。

民間の不動産業者の中には、保証人なしで貸すシステムを運営している会社もあつたりするんですが、そこには割と協力的なオーナーさんもいまひます。だから、登録がゼロというのが、どういふところにネックがあるのかと考えると、やはり掘り起こし方の問題なのかという気がまひますので、ニーズがあるところに近い市町村を含めた機関とぜひ連携してほしいなと思ひうんですが。

樋口建築住宅課長 委員おっしゃるとおり、全国的にこれが進んでいないということもあり、今回の新たな住宅セーフティネット制度の三つの柱として、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、要配慮者等への経済的支援、マッチングに向けた居住支援を掲げていまひます。その中で、入居の際の保証料の補助も盛り込まれていまひます。

登録についても、市町村もこの居住支援協議会を設置できるようになっていまひますので、そういったところとも連携を図りながら進めていきたいと思ひます。

木付委員長 私から2点おひまひがあります。

一つは、コンクリートブロック塀の点検につ

いて、ホームページに掲載していまひますが、市町村の広報誌とかでも出してもらおうと周知徹底が図れるんじゃないかと思ひていまひますので、その辺の検討をおひまひいたします。

それともう1点、今回の県内所管事務調査に先立ち、各土木事務所のホームページを拝見いたしました。事務所間で情報量や発信頻度に物すごく開きがあるんですよ。豊後大野土木事務所は一生懸命やつていまひます。アクセス数がどのくらいか分からないけど、やはりそういった広報、土木事業を県民の方に知ってもらおうというのも大切だと思ひます。事業の進捗も写真を出すと、いろいろと皆さんの御理解にもつながるんじゃないかと思ひますので、日常業務も大変でしょうが、その辺もしっかりおひまひしたいと思ひます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔土木建築部退室〕

木付委員長 それでは、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、前回の委員会では日程等を決定いただいた県外所管事務調査について、お手元に配布していまひます行程のとおり実施したいと思ひます。

まず、事務局に説明させまひます。

〔事務局説明〕

木付委員長 以上、事務局に説明させまひましたが、御質疑等はございまひませんか。

〔協議〕

木付委員長 それでは、県外所管事務調査につ

いては、この案で決定いたします。

今後の変更については、私が判断させていただきますので、御一任願います。

なお、欠席される場合や、部分的に行程を変更する場合は、早めに事務局へ連絡してください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔協議〕

木付委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これを持ちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。